

性犯罪・性暴力被害者支援の現状と課題

- ワンストップ・支援センターの成り立ちから -

岡本かおり

The Current Situation and Challenges for Victim Support of Sexual Assault

One-stop Center for Victim of Sexual Assault and Violence

Kaori OKAMOTO

Abstract

The purpose of this paper is to describe the current situation and challenges concerning support for victims of sexual assault and violence in Japan. The main focus is on the establishment of 37 ‘One-Stop Support Centers’ since 2010. These centers’ future aim is to provide urgent support for victims 24 hours a day, 365 days a year. This study is informed by the United Nations’ ‘Eradicating Act of Violence Against Women’, and domestically by both the Basic Law for Gender Equal Society and the Basic Law for Crime Victims. From white papers on crime, the International Crime Victims Survey (ICVS,2012), and an investigation of violence against woman(Gender Equality Bureau Cabinet office,2015), we can see the severe situation victims face and the need for psychological and mental care to facilitate both resilience and recovery. Finally, this article concluded that the ‘One-Stop Support Center’ for victims of sexual assault and violence is necessary to raise awareness and provide psychoeducation for young women, and to construct the support system for male victims. The One-Stop Center is expected to be a comprehensive, multidirectional and multi-layered system.

キーワード：犯罪被害者支援 男女共同参画 性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センター

Keywords : victim support, gender equal society, ‘one-stop support center’ for victim of sexual assault and violence

1. はじめに

2016年7月末、長野県に「[性暴力被害者支援センターりんどうハートながの](#)」が開設された。性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターである（以下、「ワンストップ・センター」とする）。長野県ホームページ（2016年12月1日更新）によると、「本人の意思にもとづかない、望まない性的行為によって被害にあわれた方（性暴力被害者：子どもから大人まで誰でも）をワンストップで支援」する公的な相談窓口である。被害者の意向に基づき、専門の研修を受けた支援員が医療機関、弁護士、カウンセラー等と連絡調整し、必要な場合は関係機関に同行し、警察、教育委員会、児童相談所等の関係機関と連携するなど、被害者の支援全般を一箇所でコーディネートする。

このような性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ・センターが設置されるようになったのは、ここ数年のことである。2010年の[性暴力救援センター・大阪 SACHICO](#)と[ハートフルステーション・あいち](#)が設立されたのを皮切りに、2012年以降から全国的に展開し、2017年2月末現在で36都道府県37ヶ所に設置された（表1）。また、政府は全都道府県にワンストップ・センターを整備するために交付金（1億6千万円）を計上した（[共同通信 47NEWS 2017年1月8日](#)）。共同通信社の調査では、それによって未設置だった自治体も設置を検討しており、全都道府県に整備される見込みという

(共同通信 47NEWS 2017年2月18日)。

本稿ではワンストップ・センターが必要とされた背景について、まず、女性の人権侵害の是正という観点から「女性に対する暴力」撤廃の動きを概観し、次に男女共同参画と犯罪被害者支援の各施策を概観する。そして、現行刑法における問題点に触れ、統計によって性犯罪・性暴力被害者の状況を把握した後に、ワンストップ・センターに期待される役割について述べる。

表1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

No.	都道府県	名 称	支援開始
1	大阪府	性暴力救援センター・大阪 SACHICO	2010/4/1
2	愛知県	ハートフルステーション・あいち	2010/7/26
3	神奈川県	かながわ犯罪被害者サポートステーション	2012/2/1
4	佐賀県	性暴力救援センター・さが さが mirai	2012/7/2
5	北海道	性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH さくらこ	2012/10/1
6	岡山県	性犯罪被害者のための緊急支援ネットワーク	2013/1/28
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関 SACRA ふくしま	2013/4/1
8	兵庫県	性暴力被害者支援センター・ひょうご	2013/4/1
9	和歌山県	性暴力救援センター和歌山 わかやま mine	2013/7/16
10	福岡県 福岡市 北九州市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	2013/7/30
11	埼玉県	性暴力等犯罪被害専用相談電話 アイリスホットライン	2013/9/4
12	島根県	しまね性暴力被害者支援センター さひめ	2014/1/11
13	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城 けやきホットライン	2014/4/1
14	福井県	性暴力・救済センター・ふくい ひなぎく	2014/4/1
15	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO	2014/4/1
16	千葉県 千葉市	千葉性暴力被害支援センター Chissat ちさと	2014/7/1
17	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター 沖縄 with you	2015/2/2
18	島根県	性暴力被害者支援センター たんぼぼ	2015/3/23
19	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	2015/6/1
20	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと	2015/6/1
21	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター Save ぐんま	2015/6/25
22	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター とちエール	2015/7/1
23	東京都	性暴力救援センター・東京 性暴力救援ダイヤル NaNa	2015/7/15
24	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都 SARA	2015/8/10
25	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	2015/10/15
26	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	2015/11/4
27	名古屋市	性暴力救援センター日赤なごや なごみ	2016/1/5
28	新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた	2016/2/1
29	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま FLOWER	2016/2/10
30	大分県	おおいた性暴力救援センター すみれ	2016/4/1
31	長崎県	性暴力被害者支援 サポートながさき	2016/4/1
32	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター	2016/4/25
33	徳島県	性暴力被害者支援センター よりそいの樹(き) とくしま	2016/7/1

34	宮崎県	性暴力被害者支援センター さぼーとねっと宮崎	2016/7/1
35	長野県	性暴力被害者支援センターりんどうハートながの	2016/7/27
36	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	2016/11/1
37	鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり	2017/1/13

計 37 ケ所 (36 都道府県)。「[「犯罪被害者等のための総合的支援に関する実証的調査研究」報告書 内閣府男女共同参画局 \(平成 28 年 3 月\)](#)」、「[性暴力被害者支援情報サイトぱーぶるラボ](#)」(2016 年 2 月 28 日取得)、各団体ホームページを参考に作成した。名称をクリックすると各団体ホームページまたはリーフレットに繋がる (平成 28 年 3 月 23 日取得)。

2. 国連「女性に対する暴力」撤廃の動き

2.1 「女性に対する暴力」という概念の定着

ワンストップ・センター設立促進の流れの 1 つに、国連が一貫して打ち出している「女性に対する暴力」撤廃に向けた動きがあげられる。柳本 (2011a,2011b) の解説を基にその流れを追うと、国連は 1975 年を[国際婦人年](#)と定め、「[ナイロビ将来戦略](#)」(1985 年)、[女子差別撤廃条約](#)の批准 (1985 年 6 月)、「[女性への暴力・女性差別撤廃委員会一般勧告 19](#)」(1992 年)を経て、1993 年には「[女性に対する暴力撤廃に関する国連宣言](#)」を採択している。これらによって、家庭や夫婦間、コミュニティや職場・学校等で女性に対して振舞われていた身体的暴力や精神的暴力、あらゆる所で発生する性暴力、セクシャル・ハラスメント等に対して、「女性に対する暴力」(女性への暴力)という言葉が与えられた。「女性に対する暴力撤廃に関する国連宣言」では、「女性に対する暴力」が世界中至るところに存在するが、それはジェンダーに基づく「差別の一形態」であり、歴史的な男女間の不平等な力関係の現れであって女性への「人権侵害」だという。そして、「女性に対する暴力」が女性差別を維持する「社会機構」としての側面を持っているため、暴力の根絶には社会改革が不可欠だとする。この認識は「[北京行動綱領](#)」(1995 年)、「女性への暴力根絶のためのモデル戦略」(1997~98 年)へと引き継がれ、2008 年、国連事務総長による「女性に対する暴力撤廃キャンペーン([United End Violence Against Women](#))」へと展開された。このキャンペーンの 5 大目標の一つに、2015 年までに国際人権基準に則った女性に対する暴力を処罰するための国内法の整備があげられた。国際連合女性の地位向上部 ([DAW: Division for the Advancement of Women](#)) は法整備の実現に向けて専門家会議を招聘し、その報告にもとづいて、「[女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック](#)」(以下、ハンドブックとする)が編纂された (国際連合, 2009/2010) (注 1)。

2.2 性暴力の定義と法律モデル

ハンドブックでは、性暴力を「人格的統合性 (インテグリティ) と性的自己決定権の侵害」と定義する。加盟国は国際基準に従って、国連が採択してきた女性に対する暴力に関する条約と勧告に倣い、整合性をもった法律を制定しなければならない。犯罪の悪質性を考慮した刑の加重を行い、犯罪の証明や犯罪要件の見直しを図ることで被害者の二次被害を防止し、婚姻等の加害者との関係性に関わらず性暴力を犯罪として規定するべきとする。つづいて、「被害者の保護・支援・援助」に関する項目では、以下のような法律モデルを提案している (表 2)。これらは、性的暴行やセクシャル・ハラスメントなどの性暴力だけでなく、DV、人身売買、性奴隷、紛争下での女性への暴力、子どもや大人の強制結婚、女性性器切除、強制妊娠、女性乳幼児殺害、女の胎児の中絶、魔女裁判等の有害な慣行など女性に対するあらゆる暴力を想定している。

表2 国連ハンドブックによる性暴力被害者への保護・支援・援助

<ul style="list-style-type: none"> ・被害者への包括的かつ総合的支援サービスの提供と予算措置 ・被害者の子どもへの適切なサービス ・すべてのサービスに、地域の差なく、平等にアクセスできる ・最低基準として以下の項目を設定する <ul style="list-style-type: none"> ①24時間無料相談 ②他のサービス提供者につなぐための全国ホットライン ③緊急宿泊所 ④カウンセリング ⑤長期滞在場所を探す支援 ⑥人口1万人あたり1か所のシェルター ⑦法的アドバイスや支援、長期的支援、特定の女性(移民、人身売買、職場でのセクハラ等の被害者)への専門的支援、積極的支援および危機介入、女性人口5万人あたり1か所の女性の権利・擁護・カウンセリングセンター ⑧女性人口20万人あたり1か所のレイプ救援センター ⑨リプロダクティブ・ヘルスケアおよびHIVの予防を含む医療サービスの提供

「女性への暴力防止・法整備のためのハンドブック」矯風会ステップハウス（編）2011年より作成

ハンドブックが規定するレイプ救援センターの詳細は次の通りである。女性人口20万人あたりに1か所の設置が必要であり、性暴力被害者は心身の安全と健康のために、捜査機関と医療機関等にすぐにアクセスできる。その費用は国の負担とし、妊娠検査・緊急避妊・中絶・性感染症の治療・怪我の治療・緊急カウンセリング・心理社会的カウンセリングが受けられる。更には、警察に性暴力の被害を届出ることをサービス提供の条件としない。つまり、ハンドブックでは被害届を出す出さないに関わらず、すべての支援を受ける権利を認めている。

また、法整備の枠組みモデルについて、①人権、②定義、③履行、④モニタリングと評価、⑤防止、⑥捜査、⑦被害者・支援・保護・援助、⑧移民、⑨法的手続きと証拠、⑩保護命令、⑪刑の言い渡し、⑫民事訴訟、⑬家族法、⑭難民法の14項目に分けて解説を加えている。まさに包括的で多角的な支援であり、このような法整備が進み遵守されたならば、世界から「女性に対する暴力」が消えるだろうと思われる。日本は、国連女子差別撤廃委員会への報告と勧告を繰り返しており、少しずつではあるが「女性に対する暴力」撤廃に向けて進んでいるといえよう(注2)。

3. 日本の「女性に対する暴力」根絶への取り組み

我が国において、女性に対する暴力根絶の取組を総括する府庁は、男女平等と人権尊重の観点からは内閣府男女共同参画局であり、犯罪被害者支援という観点では公安委員会（警察庁）である。男女共同参画領域では婦人相談や女性相談、DV相談の歴史が蓄積されているのに対し、犯罪被害者支援は1992年に初めて民間の犯罪被害者相談室が開設されたところから始まった(山上, 2008)。犯罪被害者支援団体は、交通事故や殺人、性犯罪を含めた身体犯の被害全般を扱うのに対して、ワンストップ・センターでは、急性期の性犯罪・性暴力の被害者支援を期待されており、その役割において重なる部分と異なる部分がある。また、性犯罪・性暴力は、被害者の性差に関わらず人権蹂躪に当たる行為だが、現行刑法では「強姦」が性によって規定されており、刑法改正の行方が注目される。そこで男女共同参画と犯罪被害者支援の二側面の政策の流れを追った後、明治時代より続く現行刑法の問題について触れる。

3.1 男女共同参画社会基本法および男女共同参画基本計画

内閣府男女共同参画局では主な政策の一つに女性に対する暴力の根絶を掲げ、「女性に対する暴力をなくす運動」週間、DV相談ナビ、人身取引根絶に向けた広報、「女性に対する暴力」に関する検

討と調査、若年層を対象とした暴力の予防啓発等を展開している。

法的根拠は「[男女共同参画社会基本法](#)（平成 11 年 6 月 23 日公布・施行）」である。男女共同参画社会の実現に向けて、平成 12 年 12 月に第 1 次男女共同参画基本計画が策定されて以来、現在は[第 4 次男女共同参画基本計画](#)（平成 27 年 12 月 25 日決定）が進められている。第 4 次基本計画の第 7 分野に女性に対するあらゆる暴力の根絶が挙げられている。それによると「女性に対する暴力」は重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組の推進と、暴力の根絶を図ることは重要な課題で国の責務である。具体的な成果目標に、行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを平成 32 年までに各都道府県に最低 1 か所設置することとある。

3.2 犯罪被害者等基本法および犯罪被害者等基本計画

犯罪被害者等施策については、内閣府の業務見直しが行われ、平成 28 年 4 月より内閣府犯罪被害者等施策推進室から国家公安委員会（警察庁）に業務が移管された。担当府庁が犯罪被害者等と密接にかかわる公安委員会（警察庁）に移ることで、「よりきめ細やかな取組を図ることができる」と期待される（[平成 28 年版犯罪被害者白書](#)）。一方、警察では被害届を出さない・出せない被害者への総合的支援は経験不足と言わざるを得ない。被害申告に至らない被害者、犯罪か否かの判断に迷う事案を含めた裾野の広い支援事業を期待したい。

[犯罪被害者等基本法](#)（平成 16 年法律第 161 号）は平成 16 年 12 月 1 日、秋の臨時国会において議員立法により成立し、平成 17 年 4 月 1 日に施行された。前文には次のような記述がある。「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による間接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。」女性差別が生得的な性別と既存の社会構造から生じるのに対し、犯罪被害は個人の属性や立場と無関係に、ある日、突然“被害者”となる。犯罪の被害に遭った時点で基本的人権が奪われ、社会から理解されないという二次被害に苦しめられる。故に前文では国民の責務と役割についても指摘する。犯罪の第一義的責任は加害者にあるが、私たち国民は誰でも被害者やその家族になる可能性がある。誰が被害者になってもおかしくない。したがって、被害者の声をよく聞き、国、地方公共団体、関係機関、民間団体等が連携して、犯罪被害者等の権利利益のための施策を「総合的かつ計画的に推進する」ための法律制定に至った。

犯罪被害者等基本法の理念実現を目指して、担当府庁を明確にして具体的施策を示したものが犯罪被害者等基本計画で、5 年ごとに内容の見直しを行う。[第 2 次犯罪被害者等基本計画](#)の策定にあたり、内閣府は犯罪被害者および犯罪被害者支援の 35 団体から約 280 の要望を聴取した。その中に、性犯罪被害者のためのワンストップ・センター設置に関する強い要望があり、第 2 次基本計画では、ワンストップ・センター設置促進のための施策が盛り込まれた（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）。そして「[性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～](#)」が作成され（平成 24 年 3 月）、関係機関・団体等に配布された（表 3）。同手引きの作成委員会（16 名）には担当府庁の職員だけでなく、国連のハンドブックにあるように、被害者、性暴力被害者支援に携わる産婦人科医・看護師・精神科医、犯罪被害者支援団体、弁護士ら 7 名が含まれたことを指摘しておく（注 3）。

[第 3 次犯罪被害者等基本計画](#)（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定、実施期間 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月末）では、引き続きワンストップ・センター設置の促進が謳われている。計画の策定には、国民一

般、犯罪被害者、犯罪被害者支援団体等（70名、56団体）から約350項目の要望が寄せられ、261施策にまとめられた。特に、潜在化しやすい性犯罪や児童虐待の被害者等への支援がポイントに挙げられた。性犯罪被害者に言及した施策のうち主なものを表4に示したが、各担当府庁の役割や指針がより具体化している。第三次基本計画が進むことで、被害者支援は大きな改善をみるだろう。

なお、これらの施策を受けて、警察、地方自治体、検察庁、法テラス等には被害者相談の窓口が設置された。また、全国47都道府県に民間の被害者支援団体が設置されており、電話相談、面接相談、裁判支援等の支援業務を行っている。それらを総括する全国ネットワーク（注4）には48団体が加盟し、2015年6月にはすべての都道府県に公安委員会指定の早期援助団体が設置された。それによって、被害者が希望し、承諾が得られた場合、警察と被害者支援センターの間で情報提供がなされ、支援センターから被害者に連絡を取ることが可能となるなど切れ目のない支援を行うことが可能となった。

表3 ワンストップ・センターの役割と機能

目的	性犯罪・性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援(*)を可能な限り1か所で提供する(**)ことにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を行う。 *: 産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等。 **: 1か所で総合的な支援を行うことが難しい場合、関係機関・団体等に確実につなぐことも含む。
機能	① 支援のコーディネート・相談 ② 産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）
対象者	① 強姦・強制わいせつの被害者 ② 配偶者暴力、児童虐待も含む ③ 被害に遭ってから1～2週間の急性期にある被害者 これ以外の相談、男性に対しては、相談、情報提供、紹介先などを用意しておくことが望ましい。
形態	① 病院拠点型 ② 相談センター拠点型：産婦人科医療（24時間対応可能）を提供できる病院内に相談センターを置くもの。 ③ 相談センター中心連携型：産婦人科医療を提供できる「提携病院」から近い場所に支援コーディネート・相談の機能を担う相談センターを置き、相談センターを拠点とするもの。 (相談センターと複数の協力病院が連携してワンストップの機能を担う。できれば①②が望ましい。)
内容	① 健康の確保と、被害状況を明らかにする ② 産婦人科医療では、診察、診断書の作成、緊急避妊、妊娠時の対応、中絶手術、性感染症検査、治療薬、証拠採取等を行う ③ 関係機関・団体等に確実につなぐ ・被害者が繰り返して同じ話をする負担を減らす、必要な情報を伝える ・支援者が関係機関・団体等に付き添う。関係機関等では支援者が同席できるように配慮する
関係機関・団体等	警察：捜査、女性警察官による相談、専門家によるカウンセリング、指定被害者支援要員制度、医療費の公費負担制度、他 こころのケア：精神科医、臨床心理士、カウンセラー等 その他：弁護士、法テラス等、男女共同参画センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、精神保健福祉センター、検察庁、民間被害者支援団体等
「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引 ～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」 （内閣府被害者等施策推進室 平成24年3月）より作成	
表4 第3次犯罪被害者等基本計画における性犯罪被害者に対する主な施策	
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科および精神科医療の公費負担を全国水準で実施 警察における臨床心理士等による部内カウンセラーの活用、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の充実 女性警察官の配置と実務能力の向上、啓発・教育の機会を複数設け、職員の対応改善と二次被害を防止 「医療機関における性犯罪証拠採取キットの施行整備」モデル事業の結果を踏まえ、証拠採取及び証拠の保管を促進する

	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大、事件化を望まない場合、早期援助団体に情報提供するなどして被害者が早期に支援団体へアクセスしやすいようにする
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、DVシェルターを運営する団体等が、生活相談、自立支援および定着支援を一体的に行い、効果を検証するモデル事業を実施 医療機関に対し、性犯罪に関する専門知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発
法務省	<ul style="list-style-type: none"> 証拠開示や公開の法廷において、証人の住所等、被害者等の氏名や住所その他被害者の特定につながるような事項を明らかにしない制度について、周囲に徹底、検察官等に意識の向上、証人への付き添い、遮へい等の措置、周知徹底、適正な運用。更生保護官所における情報の適切な管理 性犯罪被害者、子ども、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析の検討、各種犯罪による被害の動向及び各種施策についての調査
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 二次被害防止のために相談員等が適切な対応ができるように研修を実施 配偶者からの暴力被害、性犯罪被害者等、暴力の被害実態等を把握する調査の実施 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）において、関係省庁、関係団体と連携・協力して広報啓発活動を実施
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実。校内連携による教育相談体制の充実、関係機関連携の促進。児童生徒保護者へ相談機関について周知
警察庁 内閣府 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センター設置の促進
内閣府 警察庁 国土交通省 法務省 文部科学省 総務省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪や被害児童など潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実、研修やシンポジウム等を開催し、被害者の状況等を広く周知し、理解促進を図り、社会全体で支える機運の醸成に努める

第三次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）より、性犯罪被害者支援に関する主な施策を要約して作成

3.3 法律の改正・整備の課題

性暴力・性犯罪に関する刑法は「第2編第22章わいせつ、姦淫及び重婚の罪」に収められている。現行刑法ではこの部分に複数の問題点が指摘されており、国連ハンドブックに則った場合も改正が必要と思われる箇所があった。ここでは、現行刑法の強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集団強姦等、それらを親告罪と定めている条文を提示する（表4）。

刑法は明治40年（1907年）に制定されている。したがって、「強姦」「強制わいせつ」については、男性中心の世襲制、家父長制の思想が反映されている。強姦は「性的秩序」という社会的法益を守る目的で規定された。夫以外の男性の子孫が生まれる危険を回避するため、女性には夫以外の男性から性交を求められた際、最大限の抵抗を行う義務が生じた。この歴史的前提が強姦という犯罪を規

表4 刑法第2編第22章 わいせつ・強姦等・親告罪

強制わいせつ	第176条	13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
強姦	第177条	暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期徒刑に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。
準強制わいせつ及び準強姦	第178条	1 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。 2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。
集団強姦等	第178条	の2 二人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、4年以上の有期徒刑に処する。
親告罪	第180条	1 第176条から第178条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。 2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第176条若しくは第178条第1項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

定している。そのため、強姦に遭った際、女性側に「貞操義務を怠った」「本気で抵抗すれば防げたはず」「同意だったのでは」等の非難が向くこととなり、そのような言動が二次被害を生むだけでなく、犯罪の立証という点においても重大な問題となっている（斉藤,2014; 吉田,2014; 雪田,2015）。明治時代に作られた刑法がそのまま適用されてきたことは、国連からの再三の勧告を待つまでもなく、現代の私たちの価値観にそぐわないどころか、基本的人権や男女平等、被害者の権利という観点からみても問題が大きいと言わざるを得ない。

法務省では実状にあった対処を検討するため、[性犯罪の罰則に関する検討会](#)（平成 26 年 10 月～平成 27 年 8 月）を招聘した後、[法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会](#)（平成 27 年 11 月～平成 28 年 6 月）を開催、その結果を受けて性暴力の厳罰化に向けた改正案を策定した。すなわち、強姦罪と強姦致傷罪の法定刑の下限引き上げ、強姦罪の加害者と被害者の性差をなくし、「強姦」「強制わいせつ」を非親告罪する、これまでは強制わいせつ罪等だった行為のうち悪質性の高い一部行為を強姦罪とする、強姦罪の名称を強制性交等罪に変更するなどである。なお、暴行・脅迫要件の緩和、性交同意年齢の引き上げについては見送られた。この刑法改正案は 3 月 7 日に閣議決定され、国会提出を待っている段階である（毎日新聞：平成 29 年 3 月 7 日）。

4. 性犯罪・暴力被害者の実態

4.1 警察統計・検察統計・司法統計から結論

[犯罪白書（平成 28 年度版）](#)によると、犯罪総数は戦後最多の犯罪認知件数を記録した平成 14 年を境に減少し、平成 27 年には戦後最低となった。犯罪の傾向として、窃盗（自転車盗、万引き、車上荒らし等を含む）が圧倒的に多く全体の 7 割以上を占める。そのため犯罪白書では、窃盗と窃盗を除く刑法犯を分けて記述するのが慣例となっており、ここでもそれに倣って、窃盗を除く刑法犯との関連から性犯罪・性暴力の現状について見ていく。窃盗を除く刑法犯の認知件数は、平成 16 年に 58 万 1,463 件と戦後最多を記録した後、減少に転じ、平成 27 年には 29 万 1409 件となった。発生率（人口 10 万人当たりの比率）においても同様の傾向が見られ、刑法全体では 864.6（前年比 89.6pt 減）、窃盗を除く刑法犯では 229.3（前年比 18.9pt 減）となった。我が国の検挙率は戦後も 8～9 割と高率を誇っていたが、窃盗を除く刑法犯において、平成 12 年から急低下し、平成 16 年には戦後最低の 37.8%まで落ち込み、その後は緩やかに上昇し平成 27 年には 45.1%まで回復した。

強姦および強制わいせつ犯罪は、平成 9 年から増加傾向にあり、平成 15 年に 2,472 件（発生率 3.8）を記録した後、減少に転じ、平成 27 年には 1,167 件（発生率 0.9）となった。「強制わいせつ」については被害者の性別で分けて見ていく。女性の被害は、増加傾向にあった平成 15 年には 9,729 件（発生率 14.9）、男性の被害は 300 件（発生率 0.5）となり合計 1 万 29 件であった。平成 21 年までは減少し傾向にあったが、その後、微増減をし、平成 27 年には女性 6,596 件（発生率 10.1）、男性 159 件（発生率 0.3）合計 6,755 件（発生率 5.3）となり、発生率では女性は 0.9pt 減、男性は変化なしである。表 5 に全国と長野県の認知件数・発生等を示す。

検挙率をみると、「強姦」は平成 27 年に 95.5%（前年比 7.5pt 増）、「強制わいせつ」は 61.1%（前年度比 3.0pt 上昇）であった。ちなみに「殺人」の認知件数は平成 16 年から減少傾向にあり、平成 27 年は戦後最小の 933 件（発生率 0.7 件）で、検挙率は 100.5%（前年度比 4.7pt 増）と非常に高い。

表 5 全国と長野県の犯罪種別認知件数・発生率・検挙率（平成 27 年）

犯罪種	全 国					長野県		
	認知件数	発生率	前年度比	検挙率	起訴率	認知件数	検挙件数	検挙率
刑法全体	1,098,969	864.6	-89.6	32.5%	32.80%	11502	4461	38.80%
窃盗を除く刑法犯	291,409	229.3	-18.9	45.1%	-	-	-	-
放 火	1,092	0.9	0	74.2%	45.70%	14	13	92.90%
強 姦	1,167	0.9	-0.1	95.5%	45.80%	13	9	69.20%
強制わいせつ（男女）	6,755	5.3	-0.5	61.1%	32.80%	80	47	58.80%
（女性）	6,596	10.1	-0.9	-	-	-	-	-
（男性）	159	0.3	0	-	-	-	-	-

「犯罪白書平成 28 年版」 「[長野県犯罪の特徴的傾向平成 27 年長野県警察本部](#)」より作成。起訴率のみ平成 26 年資料。

他の犯罪と比べると、「強姦」は殺人よりは劣るものの非常に高い検挙率となっており、「強制わいせつ」においても他の刑法犯罪と比べると高い。

一方、検察庁での起訴率は「強姦」は平成 24 年 50.3%、25 年 43.5%、26 年 37.2%と減少傾向にあり、起訴率が 72.3%と最高値だった平成 10 年と比べると、約半分に減ったことになる。「強制わいせつ」の起訴率は平成 26 年が 45.8%である。「強制わいせつ」の起訴率がこの 20 年で最も高率だったのは平成 12 年の 60.5%であった（[平成 27 年版犯罪白書](#)）。一般刑法犯の全起訴率は昭和 62 年までは 8 割以上を維持していたが、徐々に低下し平成 19 年には 4 割を切り、平成 26 年は 32.8%である。平均起訴率と比べると強姦は 4.4pt 上回り、強制わいせつに至っては 13pt も高い。

ちなみに[司法統計年報（平成 26 年度）](#)では、刑法第 2 編第 22 章（わいせつ、姦淫及び重婚の罪）に関する罪名で、地方裁判所の終局総人員 1,695 人中、有罪となったのは 1,631 人（96.2%）（有期懲役 1,617 人、罰金 14 人）、無罪 13 人（0.8%）、公訴棄却 5 人、移送その他 46 人であった。懲役刑のうち執行猶予は 866 人（執行猶予率 53.6%）であり、上訴（控訴）した者は 286 人（終局総人員の 16.9%）であった。

以上をまとめると、警察が認知している強姦件数は徐々に減ってきている。強姦の 10 万人当たりの発生率は 0.9 と非常に低い。その他の重大犯罪と比べると放火と同率である。ただし放火の検挙率が 74.2%に対し、強姦は 9 割以上であり、警察が犯罪と認知した場合の検挙率は非常に高い。しかし、刑事裁判にかけられるもの（起訴率）は 5 割に満たない。強制わいせつについては、男女差が大きいため、男女別統計でないと様態がつかみにくいことに留意したい。男子に比べて女子の認知件数・発生率はピーク時よりは減ったものの発生率 10.1 と依然高い状況にある。男女合わせた検挙率は約 6 割と高いが、起訴率は約 3 割と低い。いざ刑事裁判となると 9 割以上が有罪判決となる。しかし、その半分に執行猶予がつき、上告するものは全体の 2 割弱である。

4.2 被害者像について

[犯罪白書平成 27 年度版](#)より、被害者像について見ていく。性犯罪・性暴力の被害者には女性も男性も存在する（表 6）。現行刑法では強姦は加害者が男性、被害者は女性と規定されている。強姦の被害は 5 歳以下から 70 歳以上のすべての年齢層に被害が生じており、最も被害が多いのは、13～19 歳、次いで 20～24 歳である。強制わいせつにおいては、男子の場合、年齢は 6～12 歳に最も集中して

いるが、70歳以上の被害者もいることが分かる。女子ではどの年齢層にも被害が及んでいるが、最も被害が多いのは13～19歳、次いで20～24歳に被害が集中し、6～12歳、25歳以上の被害も多い。5歳以下の被害者はどの年次にも40人以上おり、65歳以上の高齢者層にも10人以上の被害者がある。

以上から、性犯罪・性暴力は、男女の別なく発生すること、そして、性犯罪・性暴力がよく生じる好発年齢があることが分かる。男子では特に6～12歳、13～19歳、女子では13～19歳、19～24歳が最も多い。しかし、女子はすべての年齢層において、男子も幅広く高齢者層にも被害が生じていることを忘れてはならない。

表6 強姦・強制わいせつの年齢別被害者数（平成22年～平成26年）

① 強姦

年次	総数	0-5	6-12	13-19	20-24	25-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70歳以上
H22	1,289	-	55	492	370	177	122	44	15	5	3	6
23	1,185	-	65	461	322	151	114	41	11	7	2	11
24	1,240	-	76	489	342	143	114	48	16	3	2	7
25	1,409	-	69	487	440	190	143	52	19	4	4	1
26	1,250	3	74	429	361	176	126	55	12	4	1	9

②強制わいせつ（男性）

年次	総数	0-5	6-12	13-19	20-24	25-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70歳以上
H22	161	10	78	52	12	3	2	2	2	-	-	-
23	161	6	90	48	6	4	5	1	-	-	-	1
24	176	6	88	45	10	12	7	7	-	-	-	1
25	208	12	101	55	21	6	12	-	-	-	1	-
26	214	13	114	57	12	8	8	1	1	-	-	-

③強制わいせつ（女性）

年次	総数	0-5	6-12	13-19	20-24	25-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-69	70歳以上
H22	6,866	57	918	2,645	1,725	770	505	162	47	12	7	18
23	6,709	57	866	2,531	1,627	798	545	202	47	12	4	20
24	7,087	49	911	2,692	1,768	829	534	191	68	22	12	11
25	7,446	48	955	2,779	1,820	889	622	210	76	14	10	23
26	7,186	54	914	2,568	1,789	881	630	233	75	16	10	16

犯罪白書（平成27年版）から作成。一つの事件で複数の被害者がある場合は、主たる被害者について計上している。

4.3 加害者との関係

[警察庁の統計（犯罪白書平成27年版）](#)では、捜査の末に検挙され「強姦」と考えられた1,029件のうち、被害者が加害者（被疑者）と「面識なし」だったものは505人（49.1%）であり、「面識あり」だったものは464人（45.1%）、被疑者が「親族」だったのは60人（5.8%）であった（図1）。この場合「面識あり」というのは、加害者が被害者の知人・友人、職場関係者だった場合をいう。半数以上は所謂「顔見知り」あるいは「よく知る者による犯行」であった。

同様に強制わいせつ全4,149件では、「面識なし」3,015人（73.2%）、「面識あり」は1,033人（24.9%）、親族「81人」（2.0%）であった。過去の統計と比較すると、強姦、強制わいせつともに、被疑者が「面識あり」「親族」の割合は上昇している。これは被疑者が変わったというよりは、告訴に踏み切る被害者が増えたと考えるのが妥当だろう。現行法では、強姦、強制わいせつともに親告罪のため、被害者が告訴しなければ罪に問えない（表4参照）。加害者の名前と顔を知っていたということは、被害者側もまた加害者に知られているだろう。その場合、どれだけの被害者が告訴に踏み切れるだろ

うか。報復を恐れ、あるいは表ざたになるのを厭い、自分さえ我慢すればと告訴しない、あるいは出来ないケースがあることがここでも推測される。

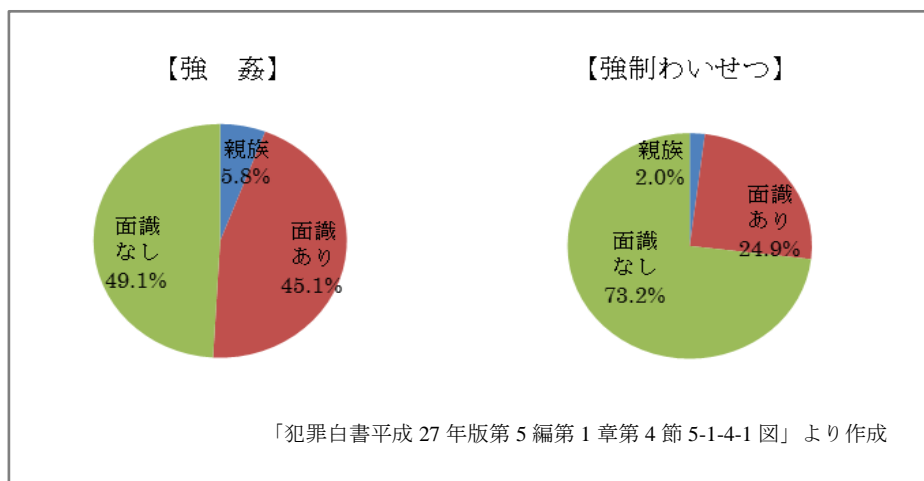


図 1 検挙件数の被疑者（加害者）と被害者の関係

4.4 性暴力に“泣き寝入り”する女性の存在

「[男女間における暴力に関する調査](#)」は平成 11 年度から内閣府男女共同参画局が継続して行っているアンケート調査である。3 年毎に全国 20 歳以上の男女 5,000 人（平成 17 年度以前は 4,500 人）を無作為抽出して行う。郵送された調査票に本人が記入し、回収用封筒に密封したものを調査員が訪問回収・または郵送、あるいはインターネットで回答したものを集計しており、調査結果には一定の信頼性があると考えられる。この調査では女性に「女性に対する暴力」について質問している。

[平成 26 年度調査](#)（有効回答率 70.9%）では、無理やり性交を強いられた経験を尋ねたところ「1 回あった」3.7%、「2 回以上あった」2.8%を合計し、6.5%（15 人に 1 人）の女性に「異性から無理やりに性交された経験」があったとした。そして、そのことについて「相談しなかった」人は 67.5%であった。また、加害者との関係については、配偶者・元配偶者 19.7%、親・兄弟・親戚 8.5%、交際相手・元交際相手 28.2%、職場・アルバイトの関係者 13.7%、知人（学校・大学、地域活動や習い事、施設関係者などの合算）4.3%、まったく知らない人 11.1%、その他 13.7%、無回答 0.9%であった。この結果は、女性相談関連の研修や広報啓発活動に多用され、「女性の 15 人に 1 人（6.5%）は異性から無理やり性交を強いられたことがあり、そのうち 7 割弱（67.5%）の人がどこにも相談していない。加害者の 7 割以上（74.4%）は顔見知り」との認識が広まった。

4.5 暗数調査

世に発生する犯罪を正確に知ろうとした場合、警察統計だけでは不十分である。何故ならば、届け出されない犯罪があるからで、それを暗数という。正確な犯罪発生状況を把握するために、欧米では 30 年以上前からほぼ毎年全国規模の暗数調査がなされている（[平成 24 年版犯罪白書](#)）。国際比較のために統一された「国際犯罪被害実態調査（ICVS: Internation Crime Victims Survey）」は、日本では平成 12 年から法務総合研究所により実施され、4 年ごとに「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」として行われている。以下、[第 4 回調査（平成 24 年）結果](#)を概観する。

第 4 回調査は層化二段無作為抽出法により全国の 16 歳以上の男女 4,000 人を抽出し、郵送調査で実

施された（回答 2,156 人、回答率 53.9%）。使用した項目は国際比較のため ICVS のものを基にしており、厳密には犯罪類型が日本のものとは一致しない。「性的事件」は、強姦・強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部法律上処罰の対象とならない行為も含む。

過去 5 年間で犯罪被害に遭ったかどうか、世帯犯罪被害、個人犯罪被害、各種詐欺等被害に 3 分しており、性犯罪・性暴力は個人犯罪被害の「性的事件」に該当する。過去 5 年間で「性的事件」に遭ったのは 2,156 人中 1.3%であった。これまでの調査では、平成 12 年（第 1 回調査）2.7%、平成 16 年（第 2 回調査）2.5%、平成 20 年（第 3 回調査）2.0%であった。なお、第 1 回～第 2 回までは性的事件について女性だけに聞いていたが、第 3 回から国際基準に合わせて男女に聞くようになった。平成 24 年（第 4 回）調査の女性のみの被害率は 2.3%であり、男性を含めたことで比率が下がった可能性がある。なお、ICVS の「性的事件」の調査結果について、小西（2016a）は、世界の中で「日本は特に変わったところのない中位の国」だが、その他の犯罪は「極めて被害率の低いグループに属しており」日本の他の犯罪被害と性暴力被害の様相が異なることを指摘している。

さて、この調査ではどの犯罪も被害に遭った人の約 2～7 割が「届出なし」と回答しており、犯罪には暗数が多いことが分かる。「性的事件」では被害に遭った者のうち、「届出あり」とした者は 18.5%、「届出なし」74.1%、「無回答」7.4%であった。「性的事件」は捜査当局に被害を届け出る人は 2 割に満たず、暗数の多い犯罪といえる。

以上、犯罪白書に見られる警察統計、男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査」、法務省の国際基準に照らした暗数調査を見てきた。どれも大規模なアンケート調査だが、それぞれ観点が異なり安易に比較はできない。共通していることは、性犯罪・性暴力事件では、被害を届け出る人は少なく、被害を申告・相談できない被害者が多くいること、性犯罪は暗数の割合が高く、治安維持という点でも問題があること、被害回復に必要なサービスが行き届いていない被害者が多いと予想されることである。

仮に、被害申告率が 2 割以下という数字を単純に長野県警察統計に当て嵌めてみると、強姦被害に遭って届を出していない人は 52 人以上、強制わいせつでは 320 人以上という計算になる。あるいは性的事件に遭った人が 2.3%という ICVS の数字を使用すると、人口 10 万人当たりの被害者は 2,300 人に上る。ちなみに、[長野県人口異動調査](#)によると、長野県総人口 2,088,162 人中、女性人口は 1,070,685 人、うち性犯罪被害好発年齢に当たる 13～24 歳の女性は 104,541 人である（28 年 10 月 1 日現在）。

5. 被害からの回復—心理的ケアの必要性—

これまで性犯罪・性暴力被害者への施策、各種統計から窺える被害の実際と被害者像についてみてきたが、ここで性暴力によるトラウマの心理的・精神的影響について考えたい。

一般的に「こころの傷」をトラウマと呼び、通常よりも心が深く傷つくことを表わす言葉となった。飛鳥井（2010）は、トラウマを「災害や事件、暴力や性暴力など、ある日突然その身に降りかかる理不尽で衝撃的な出来事によって、個人がそれまで培ってきた人生観や社会に対する信頼感を覆してしまふほどの深い傷を負った状態」と説明している。人はトラウマを負った際、これまで培ってきた対処法を用いて何とか乗り切ろうとする。しかし、あまりに出来事が衝撃的である等の要因から、自然回復に至らず辛い状態が続くことがある。DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル（米国精神医学会、2013）では、それを心的外傷後ストレス障害（Post-traumatic Stress Disorder:PTSD）として診断基準を設けている。DSM-5 では PTSD となりうるトラウマ的出来事を「危うく死ぬ、あるいは、重傷を負う

ような、あるいは性的暴行」を1度あるいはそれ以上経験することと規定している。性的暴行が、危うく死ぬか重傷を負うような経験と並んで表記されている部分に注目したい。

PTSDの主な症状には、侵入症状・回避症状・認知と気分の陰性の変化・覚醒度と反応性の著しい変化がある(注5)。例えば、トラウマ的出来事を経験した後、事件のことを思い出したくないのにふとしたことでリアルに記憶が蘇ってしまったり、出来事に関係する物・人・場所等を避けて暮らして行動の幅が狭くなってしまったりする。あるいは、人を信用出来なくなって人間関係が悪化する、過剰な警戒心からいつもビクビクし、緊張が解けない。このような症状が続くと、日常生活が維持できないほど疲弊し、結果的に学校や仕事を辞める、現実的な危険は去ったにも関わらず恐怖感が拭えず転居を余儀なくされる場合がある。

Kessler(1995)の調査では、自然災害や事故ではPTSD症状を呈する者は1割にも満たないが、強姦では半数以上がPTSD症状を示し、トラウマ的出来事の中で強姦は最もPTSDになりやすいことが分かっている。また、中島(2016)は、犯罪被害者はPTSD症状だけでなく、急性ストレス障害(ASD)、大うつ病、不安障害、アルコールや薬物の依存や乱用、自傷行為や自殺行動等に苦しむことがあり、複数の症状に配慮が必要という。このように性犯罪・性暴力の被害者には、心理的・精神的反応が顕著に表れ、生活に支障が出るのが少なくない。しかし、多くの精神症状は治療可能である(中島, 2008)。PTSDについては、薬物療法の他、トラウマ焦点化認知行動療法のエビデンスが国内でも明らかとなっており(Asukai et al., 2010)、非機能的認知や被害者が心理的に感じる「汚れ感」についても改善が報告されている(齋藤・鶴田他, 2010, 2014)。また、性被害やDV等の複雑性トラウマ体験によるPTSDにおいても、単回性のトラウマと同様の治療効果が報告されている(小西他, 2016b)。性犯罪・性暴力被害では、心理的・精神的な反応が出現することを想定し、急性期～中長期の心理的ケアを提供する体制を構築する必要がある。また、筆者は10年余、民間被害者支援団体で性犯罪被害者の心理的ケアに当たっているが、被害者の家族や友人、パートナー等、周囲の者が受ける衝撃・影響も大きい印象がある。本人の回復を助けるためにも、周囲者への心理的支援も欠かせないことを付け加えたい。

6. ワンストップ・センターに期待されること

これまでみてきたように、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ・センターは既に36都道府県に37団体が存在し、ほどなく全都道府県に1か所以上の設置という目標が達成される見込みとなった。国内のワンストップ・センターは2010年にわずか2か所であったことを考えると、性犯罪・性暴力被害者支援に関する施策は順調な展開をみせている。性犯罪・性暴力の被害を蒙った直後から必要な支援を1か所で受ける、それは被害者の当然の権利かも知れない。しかし、現実的には1か所ですべての支援を得ることは難しく、特に相談センター中心連携型では更なる工夫が求められよう。以下にワンストップ・センターに期待される役割と機能について述べる。

6.1 性犯罪・性暴力被害好発群に対する予防教育と広報啓発

被害好発群として13歳～19歳代の女性群があげられた。この年代は第二次性徴が発現し身体的に成熟を迎え、進学・卒業を経過して職業に就く等、社会的にも大人になっていく。プライベートではパートナーの選択、結婚、出産と、人生の方向性が決まる重要な決断が控えている。この時期の女性の発達課題には「重要な他者へのコミットメント」があげられる(岡本, 2002)。アイデンティティ

が形成されるこの時期に本人の意思に反して性暴力が行われた場合、「重要な他者へのコミットメント」が阻害されかねない。その上、誰にも相談できずに孤立し、回復のために必要な支援が届かないというような状況があってはならない。まず、これまでの広報啓発活動がこの年齢層に行き渡っているのか、その検証から始める必要がある。

次に、性犯罪・性暴力被害者支援の広報啓発活動を行う際には、その内容と方法に十分な配慮を求めたい。何故なら「性行為」は同意の下に行われれば親密でかけがえのない経験となる一方、意志に反して無理やり行われれば人権蹂躪という暴力と化すからである。被害に遭った時の心理教育とともに、加害者を生まない社会とするために「性行為」の同意について情報を届ける必要がある。「性行為」と「性犯罪・性暴力」に関する二律背反的な理解を若い世代にどのように伝えていけばよいのか、性犯罪・性暴力の被害者支援を行う者として共に考えていきたい。

6.2 男性被害者への支援の模索

ワンストップ・センターは「女性に対する暴力」根絶から発生した側面があり、統計的に女性の被害者が多い故に、現在のワンストップ・センターは被害者に女性を想定している。そのため、女性スタッフが対応し、産婦人科医療と連携する団体が多い。現行刑法では強姦被害者は女性だけであり、男性が性暴力を受けた場合の罪名は強制わいせつとなる。しかし、海外の調査では男性の強姦被害者の方が PTSD になる確率が高く(Kessler,1995)、国内の強制わいせつ被害者は、幼児から老人までの男性が含まれていた。刑法改正の可能性を視野に入れ、ワンストップ・センターに男性被害者への支援機能を持たせた場合のハード・ソフト両面の留意点を明らかにしなくてはならない。

6.3 多領域・異分野融合としての支援モデルの構築

我が国のワンストップ・センター設置促進の施策には、主に男女共同参画事業と犯罪被害者支援事業が介在していた。ここに、草の根の市民活動と被害当事者の声が反映され、現在のワンストップ・センターが形作られているとあってよいだろう。“縦割行政”という言葉があるように、担当部局や立場が異なると縄張り意識等から情報共有が十分なされないことがある。しかし、ハンドブックや第3次犯罪被害者等基本計画で示されたように、回復のための支援には、医療・看護・福祉・警察・司法・法曹・教育・心理等の多数の視点に立った分野横断的な取組みが不可欠であり、専門家だけではなく地域住民の理解と協力が求められる。ワンストップ・センターの設置団体は、自治体・NPO等の民間団体・医療機関と様々であり、支援者も男女共同参画領域の相談経験を持つ者、犯罪被害者支援を兼務している者、医療関係者、市民団体と様々である。現場レベルでは、立場の異なる支援員・相談員が互いの経験を共有する中から「性犯罪・性暴力被害者支援」の新しい形が生まれるのではないかと考える。ワンストップ・支援センターには、包括的で多角的かつ多層的な異分野融合モデルを期待したい。

7. 課題

本稿では、ハンドブック、男女共同参画、犯罪被害者支援の観点、現行刑法の問題点から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ・センターの設置促進の経緯と目的について振り返った。また、犯罪白書・男女間における暴力に関する調査、暗数調査から、性暴力被害者の現状を捉え、心理的・精神的ケアの必要性を述べた。紙面の関係上、被害者の経済的・社会的影響、捜査や裁判の負担、周

困から受ける二次被害について詳しく触れることが出来なかった。

また、今回引用した調査はいずれも大規模なアンケート調査であり、被害者個々の状況について取り上げることが出来なかった。性犯罪・性暴力は身体・心理的に非常に侵襲性が高い犯罪で、悪意を持った人間（加害者）による人権蹂躪であることを考えると、回復は被害者のペースに合わせて、他者や社会への信頼を取り戻すところから進むよう、個別性を大切にされた支援となることが重要である。既にそのような取組みが全国のワンストップ・センターで始まっている。今後は事例研究等を通して個人の状況に合わせた支援のあり方について明らかにしたい。 (受付日：2017年3月15日)

注

- (1) 本稿では「女性への暴力防止・法整備のためのハンドブック」角田由紀子/柳本祐加子（解説）原美奈子・山下梓（訳）矯風会ステップハウス（編）梨の木舎（出版）を使用した。
- (2) 内閣府男女共同参画局ホーム「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（CEDAW）女子差別撤廃条約一般勧告、報告等 HP 参照のこと。http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/
- (3) 国連ハンドブックでは、法律が効果的に施行されるため、モニタリングの機関を設置し、議会への定期的報告をするように規定している。モニタリングに当たっては、被害者／サバイバー、支援者が関与した場合が最も有効としている。
- (4) 公益社団法人全国犯罪被害者支援ネットワーク <http://nnvs.org/>
- (5) 一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会 HP「トピックス PTSD とは」参照のこと。<http://www.jstss.org/topics/01/>

引用文献

- 飛鳥井望(監修)(2010)。「心の傷」のケアと治療ガイド 保健同人社
- 中嶋聡美(2008)．犯罪被害者等の受ける精神的・心理的影響と治療 犯罪被害者支援必携 特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク(編)東京法令出版, pp. 32-40.
- 小西聖子(2016a)．性暴力被害者支援の歴史と展望 性暴力被害者への支援 小西聖子・上田鼓(編)誠信書房 194-213.
- 小西聖子(2016b)．多様なトラウマによる PTSD に対する持続エクスポージャー法の適用について—単回性トラウマとの比較—トラウマティック・ストレス 第14巻第2号, 32-39.
- Nozomu Asukai Azusa Saito Nobuko Tsuruta Junji Kishimoto Toru Nishikawa, (2010). Efficacy of Exposure Therapy for Japanese Patients With Posttraumatic Stress Disorder Due to Mixed Traumatic Events: A Randomized Controlled Study. *Journal of Traumatic Stress*, 23(6), December 2010, 744-750.
- 岡本祐子(2002)．アイデンティティ生涯発達論の射程 ミネルヴァ書房
- 齋藤梓・鶴田信子・飛鳥井望(2010)．PE 療法による PTSD 治療経過におけるクライアントのナラティブ変化と非機能的認知の修正 心理臨床学研究 28, 62-73.
- 齋藤梓・鶴田信子・飛鳥井望(2014)．PE 療法中のナラティブを用いた性被害後に生じる「汚れ感」の質的分析 心理臨床学研究 31(6), 988-998.
- 斉藤豊治(2014)．わが国の性暴力犯罪と刑事司法の問題状況 大阪弁護士会人権委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム(編)性暴力と刑事司法 信山社.
- 雪田樹里(2015年)．「子どもの性暴力被害の実態と支援の方向性～“13歳”同意可能年齢を問う～」法的支援の立場から 性暴力救援センター全国連絡会第2回全国研修会(4月26日)資料
- 山上皓(2008)．第1章犯罪被害者支援とは何かⅡ犯罪被害者支援の発展 犯罪被害者支援必携 東京法令, pp9-15.
- 柳本祐加子(2011a)．女性への暴力防止・法整備を実現するために 矯風会ステップハウス(編)女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック 梨の木舎 133-156.
- 柳本祐加子(2011b)．「国連・女性に対する暴力立法ハンドブック」が示すこと—それを民事法はいかに受け止めるべきか *Chukyo Lawyer*, 15, 43-60.
- 吉田容子(2014)．性暴力・性犯罪被害者支援における法的支援 平成25年度性犯罪被害者支援体制整備促進事業研修プログラム(支援員対象)(1月30日)資料

引用ホームページ (2017年3月23日取得)

Department of Economic and Social Affairs Division for the advancement of women Handbook for Legislation on Violence against Women, United Nations New York, 2010

<http://www.un.org/womenwatch/daw/vaw/handbook/Handbook%20for%20legislation%20on%20violence%20against%20women.pdf>

法務省 性犯罪の罰則に関する検討会 http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00090.html

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_seihan.html

警察庁 犯罪白書 http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html

犯罪被害者等基本法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO161.html>

犯罪被害者等基本計画 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai2_basic_plan.pdf

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」(平成24年3月)内閣府犯罪被害者等施策推進室

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/index.html

国際連合広報センター「国際年」http://www.unic.or.jp/activities/international_observances/days/

国際連合女性の地位向上部(DAW: Division for the Advancement of Women <http://www.un.org/womenwatch/daw/daw/>)

共同通信47「駆け込み寺整備に初交付金」2017年1月8日更新 <https://this.kiji.is/190714926321942530?c=39546741839462401>

「性被害の相談拠点、全国に整備へ 未開設11県も検討開始」2017年2月18日更新

<https://this.kiji.is/205610073524028918?c=39546741839462401>

ミネソタ大学人権図書館(訳)「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言48・104」(1993年12月)国連総会決議

<http://hrlibrary.umn.edu/japanese/Je4devw.htm>

内閣府男女共同参画局

ナイロビ将来戦略(抜粋)(1985年7月) <http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2000/5-6.html>

女性差別撤廃条約全文 http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/joyaku.html

女性差別撤廃委員会による一般勧告(内閣府仮訳)http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/kankoku1-25.pdf

「犯罪被害者等のための総合的支援に関する実証的調査研究」報告書(平成28年3月)

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/2015shoukoku.html

第4回世界女性会議 行動綱領(総理府仮訳) http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html

国連婦人の地位委員会合意結論等(総理府仮訳) http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_csw/goui40-43.html

男女共同参画社会基本法 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日決定) http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/

「男女間における暴力に関する調査」 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html

長野県人口異動調査 http://www3.pref.nagano.lg.jp/tokei/1_jinkou/jinkou.htm

長野県犯罪の特征的傾向平成27年長野県警察本部

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/toukei/hanzai-tokuchou/documents/28hanzai-tokutyo-keiko.pdf>

性暴力被害者支援情報サイト ぱーぶるラボ(2016年2月28日取得) <http://purplelab.web.fc2.com/>

裁判所司法等統計 刑 平成26年度 <http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/032/008032.pdf>